

○ 財 務 省 告 示

財務省告示第六百六十六号

たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）第三十六条第十項の規定に基づき、タール量及びニコチン量の測定が著しく困難であるとして財務大臣が定める紙巻等たばこを次のように定める。

平成十五年十一月十三日

財務大臣 谷垣 禎一

一 次に掲げる名称の紙巻たばこ

- イ ガラム・クロボット
- ロ サーティー・ブランド・ビディ
- ハ サーティー・ブランド・インディアン・キング・ビディ
- ニ マンガロール・ガーネッシュ・ビディ
- ホ アイリー ビディー
- へ ecstasy herbal bidis
- ト Soex ビディー・メンソール
- チ ハーバルブレンド ビディ
- リ SOEX ナチュラル・ビディー
- ヌ SOEX クロップ・ビディー
- ル エスカレーション
- ヲ SPECAL SHIV BIRI
- ワ DELUX TARZAN BIDI
- カ PATAKA
- ヨ TARZAN BIDI
- タ ソエックス メンソール

二 葉巻たばこ

三 パイプたばこ

四 刻みたばこ

五 かみたばこ

六 かぎたばこ